

平成28年台風対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

〔 28生産第1223号
28政統第1153号
平成28年11月9日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知〕

改正 平成29年1月27日 28生産第1702号

改正 平成29年1月27日 28政統第1446号

この度、平成28年台風対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり平成28年台風対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導を願いたい。

平成28年台風対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号（以下「平成28年8月16日以降の台風」という。）の影響により、各地で作物に甚大な被害が生じたほか、土壌の流出により営農基盤が打撃を受けるなど、農業経営や農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

農業経営の早期再開のためには、枯死した作物や被害果等（以下「作物残さ」という。）の早急な撤去等により栽培環境を整え、次期の作付けに向けた生産資材の早期調達を図るほか、土づくりをする必要があるが、農作物被害により本年産の農作物の販売収入が激減する中で、損失を補填する共済制度の対象外となっている作物がある等の事情により、農業者がこれらの措置をとることが困難となっている。また、被災した集出荷貯蔵施設等における農作物の出荷円滑化を図るためには、必要となる掛かり増し経費を支援する必要がある。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第1088号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2のただし書による緊急対策として、被災した産地における営農再開を加速し、農作物の出荷の円滑化を図るため、平成28年台風対応産地緊急支援事業を実施するものとする。

第2 事業の取組等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、平成28年8月16日以降の台風による被害を受けた地域において、営農再開又は集出荷施設等（集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設をいう。以下同じ。）における農作物の出荷円滑化を図るため事業実施主体が実施する次の取組とする。

（1）次期作に必要な資材の共同調達支援

被災した共済対象外作物等の次期作の作付けを円滑に行うために必要な生産資材を共同調達する取組

（2）栽培環境整備支援

被災に伴い必要となる作物残さの撤去や追加防除等の栽培環境整備のための取組

（3）土づくり支援

災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るために必要な追加的な堆肥の投入等の土づくりの取組

（4）周辺集出荷施設等の活用

被災施設に集荷した農作物を周辺施設へ輸送し、選果・加工等を行う取組

（5）集出荷機能等の強化

被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復

させる取組

2 実施基準

別紙に定めるとおりとする。

3 成果目標及び目標年度

(1) 成果目標

1の(1)の事業については、被災した農地等における平成28年産作物又は平成29年産作物の作付けとする。

1の(2)の事業については、被災した農地等において平成28年産作物又は平成29年産作物の栽培のために適切な環境が確保されることとする。

1の(3)の事業については、事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が従前の水準とおおむね同等まで回復することとする。

1の(4)及び(5)の事業については、被災した集出荷施設等の出荷量の回復とする。

(2) 目標年度

1の(1)及び(2)の事業については、平成29年度とする。

1の(3)の事業については、事業実施後3年が経過した日が属する年度とする。

1の(4)及び(5)の事業については、平成28年度とする。

4 事業実施期間

本事業の実施期間は平成28年8月16日から平成29年3月31日までとする。

5 事業実施主体

(1) 1の(1)から(3)までの取組の事業実施主体は、次に掲げる者のいずれかとする。

ア 市町村

イ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）

エ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）

(2) 1の(4)及び(5)の取組の事業実施主体は、次に掲げる者（受益農家が5戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体に限る。）のいずれかとする。

ア 市町村

イ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行ない得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）

エ 中間事業者（生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるものに限る。）

6 事業の対象となる地域等

（１）１の（１）から（３）までの取組

助成の対象となる地域及びほ場は、平成28年８月16日以降の台風の影響により、農作物等に大きな被害を受けた地域において、（１）及び（２）に掲げる要件を満たす地域及びほ場とし、本事業の助成の対象となる者は（３）に掲げる者とする。ただし、１の（２）の取組として、実需者が収穫作業を行う予定であったほ場の作物残さの撤去に取り組む場合は、農作物等に被害を受けていない地域であっても、取り組むことができる。

ア 対象地域

（ア）１の（１）の取組

種ばれいしょの不足を補うための取組にあつては、平成29年の春植に必要な種ばれいしょの10%以上の不足が見込まれる地域とする。

イ 対象ほ場

（ア）１の（１）の取組

a 共済対象外作物

次のいずれかに該当するほ場とする。

（a）市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場

（b）市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場

b 秋まき麦から転換した作物

災害による前作の収穫遅れ等により、秋まき麦が作付けできないほ場とする。

（イ）１の（２）の取組

市町村長から都道府県知事に対し報告された被害ほ場とする。

ただし、実需者が収穫を行う予定であったほ場の作物残さの撤去の取組については、実需者が当該ほ場において収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった旨を当該実需者が証明したほ場とする。

（ウ）１の（３）の取組

災害復旧事業（農地・農業用施設等）において、客土工法が用いられたほ場とする。

ウ 対象者

助成対象者は、イの助成対象となるほ場において営農再開に向けた取組を実施する者とする。

(2) 1の(4)及び(5)までの取組

助成の対象となる地域は、平成28年8月16日以降の台風の影響により、被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている集出荷施設等が存在する地域とする。

7 留意事項

(1) 農業者等の連携

本事業の実施に当たっては、迅速かつ効率的に事業を進めるため、地域の農業者等が連携し、取組を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、本対策の適正な推進が図られるよう、地方公共団体が事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体が作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

(3) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、本事業を取り組む産地において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 助成対象外の経費

次の取組は本事業の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対

象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の策定等

（1）事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、所在する都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を経由して農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

（2）（1）の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は、（1）に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の承認

地方農政局長等は、この要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領による補助金交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された実施計画書を事業実施計画書として承認されたものとなすことができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業の評価については、要綱第7の手続を準用するものとし、要綱第7の1に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体による実績評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長等は生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について速やかに公表するものとする。

なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行なった後1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、6による取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

第7 その他

平成28年8月16日以降の台風による被害を受けたことが証明できる場合限り、本事業の支援対象とする。

附 則

この通知は、平成28年11月9日から施行し、平成28年8月16日以後の助成対象者が自らの経営のために行う取組について適用する。

附 則

この通知は、平成29年1月27日から施行し、平成28年8月16日以後の助成対象者が自らの経営のために行う取組について適用する。

別紙

取組の実施基準等

1 次期作に必要な資材の共同調達支援

(1) 取組の実施基準

- ア 事業実施主体が国の他の助成により本要領第2の1の(1)の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。
- イ 助成対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- ウ 本要領第2の3の成果目標の基準を満たすこと。
- エ 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

(2) 事業の実施手続等

本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる事項を含む事業の実施計画（以下「生産資材の共同調達支援事業計画」という。）を別添様式第1号により作成し、別記様式第1号に添付するものとする。

- ア 作物等の被災の状況及び目標
- イ 事業の実施方針
- ウ 活動計画
- エ その他事業実施に当たり必要な事項

2 栽培環境整備支援

(1) 取組の実施基準

- ア 事業実施主体が国の他の助成により本要領第2の1の(2)の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。
- イ 助成対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- ウ 本要領第2の3の成果目標の基準を満たすこと。
- エ 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

(2) 事業の実施手続等

本事業を実施しようとする事業実施主体は、作付けする作物ごとに次に掲げる事項を含む事業の実施計画（以下「栽培環境整備支援事業計画」という。）を、別添様式第2号により作成し、別記様式第1号に添付するものとする。

- ア 作物等の被災の状況及び目標
- イ 事業の実施方針
- ウ 活動計画
- エ その他事業実施に当たり必要な事項

3 土づくり支援

(1) 取組の実施基準

ア 事業実施主体が国の他の助成により本要領第2の1の(3)の取組を実施中又は既に終了しているものは、本対策の助成対象外とする。

イ 事業の実施要件となっている追加的な堆肥投入量の算出にあつては、本対策の実施地域の実情に即し、適正に算定するものとする。

ウ 本要領第2の3の成果目標の基準を満たすこと。

(2) 事業の実施手続等

本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる事項を含む事業の実施計画（以下「土づくり支援事業計画」という。）を、別添様式第3号により作成し、別記様式第1号に添付するものとする。

ア 作物、農地等の被災の状況及び目標

イ 事業の実施方針

ウ 活動計画

エ その他事業実施に当たり必要な事項

別表

取組ごとの補助率等は以下のとおりとする。

取組内容	対象作物	補助率	要件等
1 次期作に必要な資材の共同調達支援	①共済対象外作物 (②を除く)	1/2以内	次期作の栽培開始時に必要な資材の購入費用に限る ただし、種苗費については、他の作物に転換する場合、前作の種苗費の2倍を上限とする
	②秋まき麦から転換した作物	1/2以内	新たに作付ける品目の種子の購入に必要な経費を支援対象とするが、被災により不要となった秋まき麦の種子購入費を上限とする
	③ばれいしょ	定額 (7,000円/ t)	他産地から種ばれいしょを調達すること等により種ばれいしょの不足を補う場合の調達費用に限る
2 栽培環境整備支援 (1) 作物残さの撤去	通常の収穫作業等の営農活動では行わない作物残さの撤去が必要な作物	定額 (1,500円/10a)	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、次期作に向け、良好な栽培環境を整備すること
(2) 追加防除・施肥	追加的に防除又は施肥が必要な作物	1/2以内	生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤又は肥料の購入費用に限る
(3) 防除方法の転換	地上防除から航空防除に転換した作物	定額 (1,500円/10a)	航空防除委託費用に限る
3 土づくり支援	全作物	定額 (10,000円/10a)	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入(※)を行った場合又は緑肥の適量のすき込みを行った場合に限る (※)堆肥の追加的な投入とは、事業に取り組む農業者が平年時において投入する堆肥の量(当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量)に対し、それらの半分以上の量の堆肥を追加投入する場合とする
4 周辺集出荷施設等の活用	—	定額 (7,000円/トン以内)	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行う取組とし、輸送費の根拠がわかる資料を添付すること
5 集出荷機能等の強化	—	定額 (5,600円/人日以内)	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を増加させる取組とし、作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること